

「投資助言に係る契約締結前の書面」の一部改正について

下線部変更

(2022年10月31日)

現 行	改正後
(省 略)	(現行どおり)
<p>Ⅲ クーリング・オフの適用</p>	<p>Ⅲ クーリング・オフの適用</p>
<p>この投資顧問契約はクーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次の通りです。</p>	<p>この投資顧問契約はクーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次の通りです。</p>
<p>(1) クーリング・オフ適用による契約の解除</p>	<p>(1) クーリング・オフ適用による契約の解除</p>
<p>①お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間(以下、「クーリング・オフ適用期間」といいます)、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。</p>	<p>①お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間(以下、「クーリング・オフ適用期間」といいます)、書面または電磁的記録により投資顧問契約の解除を行うことができます。</p> <p><u>電磁的記録により契約を解除する場合は、電子メールにより行ってください。</u></p> <p><u>電子メール送信先アドレス：mm-info@mate.com</u></p>
<p>②契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。</p>	<p>②契約の解除日は、<u>書面の場合は</u>お客様がその書面を発した日、<u>電子メールの場合は</u>お客様がそのメールを送信した日となります。</p>
<p>③投資助言報酬はスプレッドからいただいておりますので、クーリング・オフ適用期間中に書面による契約の解除を行った場合でも、解除時までに行った取引数量に応じて算定した報酬の額は受領します。</p>	<p>③投資助言報酬はスプレッドからいただいておりますので、クーリング・オフ適用期間中に書面または電子メールによる契約の解除を行った場合でも、解除時までに行った取引数量に応じて算定した報酬の額は受領します。</p>
<p>④契約解除に伴う損害賠償、違約金および投資顧問契約に要した費用は請求いたしません。</p>	<p>④契約解除に伴う損害賠償、違約金および投資顧問契約に要した費用は請求いたしません。</p>
<p>⑤契約解除の書面が当社に到着した時点において、未決済建玉が存在する場合、当社の任意のタイミングで、お客様の全建玉を強制決済します。強制決済を行った結果の損益は、全てお客様に帰属します。</p>	<p>⑤契約解除の書面または電子メールが当社に到着または受信した時点において、未決済建玉が存在する場合、当社の任意のタイミングで、お客様の全建玉を強制決済します。強制決済を行った結果の損益は、全てお客様に帰属します。</p>
<p>(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除</p>	<p>(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除</p>
<p>クーリング・オフ期間経過後は、書面による意思表示で解除することができます。</p>	<p>クーリング・オフ期間経過後は、<u>契約を解除しようとする日の1ヶ月前までに、書面または電子メールにより契約の解除を申し出ることができます。</u></p>
<p>なお、投資顧問契約を解除すると全ての店頭外国為替証拠金取引および店頭CFD取引口座の解約と</p>	<p>なお、投資顧問契約を解除すると全ての店頭外国為替証拠金取引および店頭CFD取引口座の解約と</p>

<p>なりますので、取引口座から証拠金を全額出金する必要があります。</p> <p>※マイメイトを除く、店頭外国為替証拠金取引および店頭CFD取引は、クーリング・オフの対象ではありません。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>2022年2月28日</p>	<p>なりますので、取引口座から証拠金を全額出金する必要があります。</p> <p>※マイメイトを除く、店頭外国為替証拠金取引および店頭CFD取引は、クーリング・オフの対象ではありません。</p> <p>(以下、現行どおり)</p> <p>2022年10月31日</p>
---	---